

法務省民二第853号
平成26年12月25日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に伴う登記事務の取扱い等について(依命通知)

標記については、本日付け法務省民二第852号民事局長通達(以下「本通達」という。)において通達されたところですが、これに伴う登記事務の取扱い等については、下記のとおりですので、留意願います。

記

第1 改正に伴う不動産登記事務の取扱いについて

1 登記識別情報の通知事項の追加(第37条第1項及び第2項関係)

(1) 追加内容

申請人が電子申請をする際の登記識別情報の入力負担軽減及び登記識別情報の照合の効率化を図るため、登記識別情報の通知に、登記官の使用に係る電子計算機において登記名義人を識別するために必要な情報を格納したQRコード(二次元バーコード)も明らかにしてすることとされた。

なお、当該QRコードを読み取るために必要な機器については、別途配備される。

(2) 追加時期

平成27年2月23日以降に作成する登記識別情報の通知から追加される。

2 登記識別情報通知書の登記識別情報の秘匿方式の変更(第37条第2項



関係)

(1) 変更内容

登記識別情報通知書の登記識別情報の秘匿方式として、登記識別情報を記載した部分にシールを貼り付ける方式に代え、当該登記識別情報を記載した部分が隠れるよう用紙を折り込み当該記載部分を被覆し、その縁をのり付けする方式（以下「折り込み方式」という。）に変更することとされた。

(2) 変更時期

(1)の変更は、現在登記所に設置されている登記識別情報通知用印刷装置では行うことができないことから、当該印刷装置のリプレースに併せて実施する必要があるため、当該リプレースが実施された登記所から、順次、折り込み方式による登記識別情報通知書が発行されることとなる。

なお、変更開始日については、登記所ごとに別に定めるとされているところ、これについては別途通知する。

3 登記識別情報通知書の様式について

上記1及び2のとおり、平成27年2月23日以降は登記識別情報通知にQRコードが追加され、折り込み方式による登記識別情報通知書は同日以降登記識別情報通知用印刷装置のリプレースが実施された登記所から発行が開始されることとなる。

上記1の通知事項の追加に伴う変更後の登記識別情報通知書の様式は、本通達別紙の7のとおりであり、上記2の秘匿方式の変更に伴う変更後の登記識別情報通知書の様式は本通達別紙の8のとおりである。

なお、これらが同日に実施される登記所においては、登記識別情報通知書の様式は本通達別紙の7の様式を用いることなく、直ちに本通達別紙の8の様式を用いることとなる。

4 周知の方法

上記1から3までのとおり、登記識別情報通知書の様式が変更となる際には、当該変更開始日等について、登記所の掲示場その他の登記所内の公衆の見易い場所への掲示や法務局のホームページでの公開などの方法により、周知を図るものとする。

第2 登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読

み取れない状態になった場合の登記識別情報の再作成について

平成22年3月19日付け法務省民二第460号民事局長通達の記の第1において、再作成の対象となる登記識別情報通知書については、平成21年10月まで使用されていたデザインを変更する等の方策を講じる前の証明書用紙（地紋紙）により作成されたものに限るとされているところ、当該方策を講じた後の証明書用紙により作成された場合においても同様の事象が確認されていることから、平成27年2月23日以降においては、その対象を登記識別情報の秘匿方法としてシールを使用している全ての登記識別情報通知書に拡大することとする。